

# 花園天皇の御影について

森

暢

花園天皇には四點の畫像が數えられる。御物天皇影卷中の御影、梅津長福寺所藏の御影、妙心寺傳藏の御影二である。天皇影卷は藤原爲信、豪信の父子によつて描かれて<sup>(1)</sup>いるが、その御影は天皇在位の折の御姿であつて、御風貌もいとけなく、また長福寺の御影は豪信法印の描いた畫像であるが、落飾後の御影であつて、その宸贊から曆應元年四十二歳の折の御姿であるのが判る。妙心寺傳藏の御影については、年代を正確には明かに爲難いが、その御容姿には堂々たる風格が見られて、四點の畫像のうちでは最晩年に當るであろうと見られる。また妙心寺におけるいま一幅の御影は前者の臨寫本であつて、室町時代の優れた畫像である。

四點の御影はいずれも著名な畫像であつて、夙くから先學の研究も發表されているが、ただ妙心寺傳藏の御影については、比較的公開されることがなかつた爲でもあろう、先學とくに美術史家の間にその研究が見られないようである。然しこの御影は極めて俊秀なものであり、鎌倉後期においては屈指の畫像であると見られるので、茲にその紹介を兼ねて私見の一端を記し、且つはこの機會に、花園天皇御影に最も深い關係を示す繪師豪信について、知見の概略を纏めて

置きたいと思う。

二

妙心寺傳藏の御影は「正法山誌」にも明かな如く、鏡の御影といわれ、夙くから天皇御自筆の畫像であるとされている。花園天皇が平常とくに繪畫に親まれたことは、「花園院宸記」の隨所に見えるところであり、また同記には御自身で描かれたスケッチ風の挿繪も見られるが、この御影は極めて見事なものであつて、本格的な修業を経た畫家の手になることを思わしめる。絹本一鋪縦一二五・五横一一六・五種の大幅であり、ほぼ等身に近い畫像である點に注意されるが、上部には、

傳如來正法

坐玉鳳禪宮

稽首

花園帝萬

年護日東

妙心寺住持雪江

依所望書之

とある後花園天皇の宸贊<sup>(a)</sup>があり、贊意の如くこの宸贊は雪江宗深の所望によつて記されたものである(第一圖)。

御影はまさに正像と拜されるものであり、黄衣を召され、珠數を手にして端坐された御姿であるが、黄衣、指貫等に見える線描は極めて直截なものであり、細線を以て慎重に描いた御風貌の寫實には内面的な氣魄さえ窺われて、病氣に



第一 図

惱みがちでいられたという晩年の御様子すらが、その俊敏な御容姿のうちに感じられるようである。現在、畫像の全面にやや激しい修正のあとを示しているが、原畫の趣はなおよく窺われるのであつて、袈裟に見える印象的な唐草文や蝶丸文のある指貫の白群、更には手にされた珠敷の所々に残された美しい金具の金泥等、もとは直截な筆致のうちにも華麗な彩色を示した畫像であつたのが解る。この御影が黄衣に袈裟を召された等身に近い畫像であるに見て、直ちに思い合されるのは「園太曆」の記載であるが、その觀應元年九月十一日の條に、

抑今日花園院御月忌也、彼御影梅津大梅山道皎和尚預置、大略構御塔頭云々、日來有參拜之志、去月欲參之處、不遂本意、仍今日參拜也、狩衣直衣、八葉車、懸下簾、下部等直垂也、光熙朝臣、仲康、紀定景等在共、又前大納言（實守）、春宮大夫（實夏）同車、又守賢朝臣同令乘車後也、先於客殿聊（聊、此談之後）、參御影堂燒香、和尚裏帳臺帷、宛如拜現存龍額、哀哉々々、此御影者御在存之間、御眼鼻以下不違寸分、忠季卿奉寫之、即御自身開眼御等身、香御衣、御袈裟、御指貫也、

とあつて、何處からとも明かでない（或は妙心寺からであつたかも知れない）が、觀應元年の頃、長福寺月林道皎のもとに預けられていた畫像があり、その御影が御等身、香御衣、御袈裟、御指貫であるのは、極めて妙心寺現藏の御影に近似するところである。かかる關係から兩者御影の一致をいち早く指摘されたのは中村直勝博士であつて、博士はその論文「花園天皇御傳」（花園天皇六百年御聖諱記念出版「花園天皇の御芳躰」に掲載）の中に精しく「園太曆」の記載を説かれ、

然らば梅津には豪信の描き牽りしものの外に、忠季卿の書寫せる一軸が別に存した事は明らかであるが、しかもそれらしきものは現存せず。或はいま妙心寺に傳ふるもの即ち公賢の奉拜せしものに非るか。園太曆仔細の記事現存の宸影と吻合するやに思はるるが故に、併記して識者の是正を乞はんとする。

と述べられている。誠に當を得た推論であつて、筆者もまた鏡の御影がこの時代における代表的な畫像であり、その寫照性には自ら豪信法印とは異なる性格が見られ、且つはかくの如き堂々たる正像が當時他にも存在していたとは到底考え難い等の點から、中村博士の推論に贊同の意を表したいと思うのである。ただ中村博士は筆者忠季卿について、「洞院公守の會孫にして正二位權大納言に至つた人であるが、繪をよくする事は他に所見がない」とされているが、「看聞御記」應永廿五年六月廿七日の條に、

抑召番匠令造作、常御所與廂相合中柱撤之、立三枚障子、此障子者萩原殿御障子也、繪花園院宸筆、又裏辻忠季卿等相交、色紙形詩青蓮院尊圓法親王御筆、彼是重寶秘藏之障子也、繪鶴鷄鵝鴻、但破損了可加修理者也、  
とあるほか、永享八年十月十五日の條にも、

抑伏見殿障子色紙繪召寄、常御所障子五間ニ押之、繪ハ花園院宸筆、忠季卿（裏辻大納言）筆等也、色紙ハ青蓮院二品親王（尊圓）御筆、萩原殿御障子色紙繪、秘藏々々者也、

とあつて、忠季卿は花園法皇の御座所萩原殿の障子に鶴鷄等の繪を法皇と共に描いていた（色紙の詩は尊圓法親王筆）のである。従つて當時においては恐らく畫技を以て公家の間に知られた人であつたろう。ただ畫系等の點が不明なのは遺憾であるが、以上の記載からすれば、法皇の側近にあつて然も爲信、豪信等とは異なる系統の人であつたのが解る。「公卿補任」によれば、忠季は、延文四年正二位、貞治二年正二位權大納言に進んだ人であり、貞治五年二年廿二日に四十五歳を以て歿して（頓死）いる。因みに洞院公賢が梅津に御影を拜した時は、正三位權中納言であり廿九歳の時であつた。

以上の如く妙心寺の鏡の御影は、「園太曆」記載の畫像に酷似するところであつて、中村博士も推論される如く、裏辻大納言忠季の描いた畫像であろう公算の極めて大きいものであるが、然しながら其後この御影が何時の頃から妙心寺玉鳳院に安置されていたのか、或は安置されるに至つたのかは、極めて重要な問題でありながら、その經過を明かに爲難い。妙心寺側の資料としては、享祿二年における花園法皇の御物目録には「花園院御自筆 尊像」とあるが、觀應二年の目録には記載がなく、鏡の御影に關しては、「正法山六祖傳」衡梅雪江深禪師の項に、

京師陷兵已來、華蓋蒙塵有年此、上皇（後花園）偶々聞華園玉鳳院有親筆尊容幀子、詔而迎之於行在所、七日供養、仍染宸翰贊曰、傳如來正法、坐玉鳳禪宮、稽首華園帝、萬年鎮日東、又題其後曰、依妙心住持雪江望書之後華園院御製也、

又開山塔有宸奎一函、上披絨毳覽大驚嘆、一日特降妙心寺再興之詔、左中辨藤兼顯號廣橋所敷奏也、

とあるのが初見であつて、此時七日の供養が行われ、御影の上部に後花園上皇の宸贊が見られたのである。この著贊の時期についてはなお不明な點もあるが、京師兵に陥つて己來とある文意や、文明二年十二月廿七日における後花園上皇の崩御などに見て、恐らくは應仁文明の交であつたと思われる。然してまたその文意からすれば、御影は既に此時以前から玉鳳院に安置されていたものとも見られるが、玉鳳院における御影としてこれが初見の資料であるにしても、この御影が妙心寺に迎えられていたのは、或は雪江宗深の時代以前のことからであつたかも知れない。周知の如く妙心寺は應永初年以降青蓮院門跡の所管ともなつて荒廢、永享年間に至つて日峰宗舜、義天玄詔等相次いで本寺の復興を劃したが、またまた應仁の兵亂によつて一山悉く焦土と化するの厄にあい、其後の雪江宗深によつて伽藍の再興を見たのである。従つて玉鳳院の御影が假に日峰宗舜の時代に迎えられていたとしても、其後に應仁の大亂を経ているのであつて、この御影が新しく妙心寺に迎えられ今日に至つたのは雪江宗深の時代にあると見てよいであらう。

然してかくの如き經過を物語るかに見える資料は、御影の現状における保存の状態であつて、天地（一二五・五糎）の大きさは、左右（一一六・五糎）に比して甚だ不自然なものであり、畫像の上部に補絹（約一・五糎）のあとを見るのは、何時の日かその上部が切斷されたものと思われる。また畫像の現状には縦に三條、横に數條の折線が見られ、何時の日か折疊まれていたことを示しているが、少なくともこの御影が洞院公賢の奉拜した畫像であるならば、その觀應元年の九月以降にかくの如く折疊まれ保存されていた時代があつたものと見られ、その經緯が偲ばれるのである。なお補絹のあとと畫像の左右にも見られるが、左右の補絹は、畫像の像容からして縮少を意味するものであり、上部の補絹とは自らその状態を異にしている。

以上の如く妙心寺の鏡の御影にはやや複雑な事情が介在するのであつて、「園太曆」の記載から、この御影が裏辻大

納言忠季卿の描くところであり、觀應元年の頃、梅津長福寺に安置されていた畫像であると思われるにしても、其後の御影が妙心寺に迎えられた年次は不明であり、これを假に日峰宗舜の時代にあるとしても、妙心寺における其後の状態については知るところがない。ただ明かなのは應仁文明の交、つまりは雪江宗深の頃、後花園上皇によつて御影の供養が營まれ、上部の宸贊を得たのであるが、これを以てすれば恐らく雪江宗深の妙心寺再興と共に玉鳳院の再建<sup>(4)</sup>が見られ、何處にか破損のままに保管されていた鏡の御影を、この時新たに迎えたのではないかと思われる。

鏡の御影と共に、現在妙心寺に傳えられるいま一軸の白描御影もまた見事なものである。紙本<sup>(5)</sup>縦一三〇・〇横六〇・五種の大きさであるが、御容姿も上部の贊文も鏡の御影と同形であつて、明かに臨寫本であるのが解る。贊文の末尾に「右後花園院宸翰 前博陸（花押）」とあるのは、いうまでもなく贊文の筆者であつて、「正法山誌」はこの花押とこの御影について、

別有一幀、而寫像并贊、贊尾書云、前博陸、下有華押、政本字也、蓋未有木像時、作此副本、護元像損壞也、按政本者、九條殿也、實作政基、基字不便押書、故用本字歟、

と記し、筆者を前關白九條政基であるとしている。果してその如くならば、この御影は政基の關白辭任以後、つまりは文明十一年二月廿七日以降政基の歿年（永正十三年四月四日）までの間に臨模されたこととなるが、この花押についてはなお後考の要があるかと思われる。花押は時により激しい變化を示すところであるが、この贊文の花押は他の政基の花押（例えば隨心院の成身院宛文書などに見える）とは著しく形態を異にするのであつて、「正法山誌」の説には一應疑點が有たれるところである。然しながら畫像の筆致は明かに室町時代を指すものであり、これを文明明應の頃に置くとして豪も矛盾するところがなく、臨寫本であるとはいへ、高い畫品があつて、この時代の優秀な大和繪肖像畫<sup>(6)</sup>であると見られる。なお上掲の「正法山誌」に、未有木像時とある木像は、いうまでもなく玉鳳院現存の御影をいうのであ

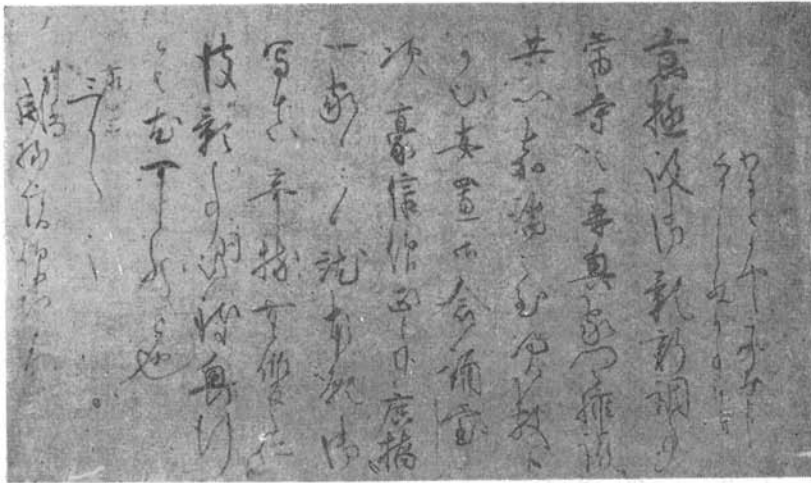
つて、その御影は大佛師左京康智法眼の製作になる木像である。

### 三

長福寺に所藏される御影の筆者豪信法印については、既に多くの研究が發表されている。その宸贊にも記される如く爲信の子であつて、藤原信實の家系につながる畫像の名手である。周知の如く藤原信實は、鎌倉前期において肖像畫の世界に新しい境地を開いた人であり、中殿御會圖（模本）、隨身庭駿圖卷（大倉集古館藏）、後鳥羽天皇影（水無瀬神社藏）等がその畫蹟に擬せられている。然してその作風は家系において爲繼、伊信と伝えられ、爲信、豪信に至つてゐる。長福寺御影における新鮮な寫實と輕快な筆致は、信實の畫風を更に發展せしめたものであつて、似繪の眞骨頂を示した畫像である。

然し豪信法印の生涯は必ずしも明かでない。現在のところその資料としては、多くの先學が引用される如く、「花園院宸記」「園太曆」「門葉記」等の記載によるほかないが、いまこれらの資料によつて豪信の活動を見るならば、まづ「花園院宸記」元應二年九月八日の條に、伏見天皇の御影（彫刻）を臨寫しているのが見える。模寫は梅尾御影堂で行われているが、どうしたことか出來が悪く、記載に律師とあるのを見れば、豪信の青年時代であり、畫技もいたらぬ頃のことかと想像されもする。次いで「門葉記」門主行狀の項の嘉曆元年九月廿五日に、慈鎮の影供が始行され、その爲に豪信僧都は小島殿の慈鎮影を寫している。如何なる形式の畫像であつたのか知る由もないが、慈鎮の畫像としては、贊文はないが、今日青蓮院に傳えられる一軸が最も古いであろう。更に豪信は曆應元年九月に長福寺の花園法皇影を描き、次いで「園太曆」貞和四年十一月廿七日の條では、その前年に行われた風雅集の竟宴を描くため、洞院公賢と民部卿公泰の影を寫している。以上のほか、豪信の宗内における動靜としては、「門葉記」の熾盛光法、長日如意輪法、勤





第二圖

記等の項に、元應元年から貞和三年に至る十數度の法會に助修或は讀衆としての參列が知られ、その法會の導師が多くの場合尊圓法親王であるに見て、天台宗内における豪信はとくに尊圓法親王に師事するところであつたかと思われる。かくの如く豪信は、「花園院宸記」「園太曆」「門葉記」等の記載によつて、元應元年（一二一九）から貞和四年（一三四八）までの動靜が知られ、其間豪信は、律師、法印、權大僧都等の僧位を以て呼ばれているが、これらの僧位は宗内における豪信の昇進過程を示すものとしてよいであろう。

豪信が肖像畫の名手として知られたことは、上掲の資料が畫像に關する記載のみであることから察しられるが、また近衛家文書の一通にその消息を伝えるものがある。この文書は書狀案と見られるものであり（第二圖）、かつて戰時中、京都大學において故堀部正二氏の厚意から見るを得たのであるが、その書狀案は、

わさとかやうにこのみ申候

くるしからぬ御事に候

京極殿御影新調事

當寺之再興家門之擁護

共以嘉瑞之至憑敷候

可被安置御念誦堂事候

次豪信僧正事廣橋

一家之□候就本願御

寫眞奇特無雙之仁候

彼影之事同被致興行

之由尤可然候也

康□三

三月□日

別當

威□院僧正御房

と判讀され、筆者並に宛名を明かに爲難いのは遺憾であるが、本願寫眞奇特無雙之仁とある點に豪信の畫名が窺われて興味が深い。康□三とある年次はこの一文の書風からしても、康永或は康曆（この年は二年で終つてゐるが）の頃であろうが、京極殿御影新調のこととある京極殿を、元弘二年に薨じた爲兼(註)であるとするれば、康永三年がふさわしくも思える。なおこの文書には一二疑問の點があつて、豪信僧正とあるのはその晩年僧正とも呼ばれたであろうと思われるが、豪信を廣橋家の人としたのは初見の資料であり、後考を要するところである。然しながらこの書狀案は、その傳來、書様よりするも到底疑文書とは成し難いのであつて、その内容には今後の研究に俟つべき點が多いことと思われる。

豪信の畫蹟には、今日、長福寺所藏の御影、天皇影卷中の二天皇影、御物攝關影(註)、同大臣影等の畫卷のほか、一二の



第三図

傳稱作品が知られている。このうち天皇影、攝關影、大臣影の三巻はもと曼殊院に藏せられていたものであり、極めて興味深い畫蹟であるが、三巻一具をなすものであつて、その畫體には同型の手法が見られる。従つて豪信の畫蹟は、この時代の作家としては遺品の多いところであるが、變化に乏しい恨みがなくもない。然し長福寺の御影に示された清新な作風は獨特の境地を示すものであつて、この御影のみにおいても、豪信の畫名を高からしめたところであろうと思ふ。傳稱作品の一二については極めて根據の薄弱なものであり、特にいうべき點もないが、ここに畫蹟の末尾に附して、推定の上で極めて有力な背景を有つ「兒繪」<sup>04</sup>一卷について記して置きたい。この一卷については、かつて「佛教藝術」誌上(十三號)にも紹介したところであるが、登内微笑氏の所藏になる江戸時代の模本一卷であつて、稚兒の姿を描いた肖像圖卷(第三圖)である。いま稚兒の圖上に見える記入を列擧すれば、

- 安 鉢 十五 出家尋慶  
 文保二  
 慶 高 十八 出家詮譽  
 文保二  
 幸 登 十六 出家道増  
 文保二  
 彦 太 元服中原師言  
 尊 菊 十七 元服藤原貞泰  
 文保二

千阿荷	十七	出家良俊
文保二		
臯影		
賀	十九	出家教雅
々	元亨二	
彌千代	十七	出家泰深
元亨二		
登	十六	出家泰運
々	元亨二	
御房	十五	出家奉春
元亨四		
秋賀	十七	出家房守
正中二		
中將	十九	出家俊重
嘉曆元		後遁世
慶音		出家
佳	十九	出家泰源
々	延文元	
氣	十六	出家顯漁
徳	延文元	

とあつて、文保二年から延文元年までに出家或は元服を遂げた稚兒（原本では更に多くの稚兒が見られたものに相違ない、また名の下に記入がないのは原本の損傷にもよるであろう）の姿であるが、出家後の稚兒の名のうち半数以上が「門葉記」に見えるところから、天台宗における稚兒を描いた一巻であるのが解る。然もこれらの稚兒のうち數人は、その出家後、豪信とは同じ法會に参列しているのであり、とくに尋慶、良俊、泰深等は一度ならず豪信との同席が知られるのであつて、この一巻の兒繪は、その原本を豪信の畫蹟とするのに極めて可能な條件を有するところである。模本

のことではあり、描法の上での比較はもとより慎しむべきであるが、この一巻が肖像畫卷であり、且つは豪信と共に修行の時代を送った稚兒の姿である點に、強く豪信畫蹟への推定が可能視されるのである。然してこの兒繪一巻を見るにつけても、その少年時代を稚兒として過したであろう左京權大夫の息豪信が偲ばれるのである。

註(1) 天皇影卷が爲信、豪信の父子によつて描かれたことは、その奥書による。奥書には、

此一厨爲信卿筆也

但奥二代豪信法印奉書之

證本也不可出闕外之也

銘行尹卿筆也

奥二代加愚筆也

(花押)

とあるが、その書様と花押の態からは尊圓法親王の筆蹟であろう公算が大きい。奥二代とあるのは、圖卷の現状からすれば花園、後醍醐の二帝であるが、現状必ずしも原形を伝えるものではなく、今上御影が中央に見られたり、奥書の位置が極めて不自然な所にあつたりしている。然し銘の書様などからすれば、多少亂雑な現狀であるにしても、花園、後醍醐の二帝を奥二代としてよいのではなからうか。

- (2) かかる大幅の畫像が一鋪であるのは珍しいが、例のないことではない。慎重な計畫のもとに描かれた御影であると見るべきであらう。
- (3) その書風は明かに後花園天皇の書様を示すものであるが、また妙心寺におけるいま一幅の臨寫本にも後花園天皇の宸贊なる由を記している。
- (4) この時の玉鳳院の正確な年代は不明であるが、その建立を雪江宗深の時代に置いて誤りがないようである。
- (5) 鳥子紙三枚を豎に合せている。中央の紙が縦五七・五種であつて、繪卷などに使用されている紙よりは大きい。
- (6) この時代に活躍した大和繪の作家は土佐光信であり、光信には後圓融院の御影(雲龍院藏)などがあるが、この御影との作風の關聯は求め難い。
- (7) 宸贊は御影の左方に、

予之陋質法印豪信故爲信所

圖也干時曆應改元無射

之候也

と見える。「尊卑分脈」では爲信のあとに爲理を置いている。爲理は「公卿補任」にも見られるが、豪信はその弟であつたらう。

(8)

「花園院宸記」元應二年九月八日の條。甲申、晴、今日御幸樞尾、朕同參、寅尅乘車出門、先寄車於北山、永福門院合乘給、准后又從三位實子、自元乘車後、院御方以御輿先御幸也、巳剋到樞尾、上皇自元御坐御影堂也、朕同參、前大納言奉爲寫御影、召律師豪信藤爲信卿息也令寫之、但頗不似、此御影者正慶所奉作、無豪毛之相違、如奉向龍顔、懷舊之淚難抑、次參石水院、奉拜春日住吉神體明惠上人所續之過林聖人房、供御膳、還御之次御幸梅畑、與宮對面、及晚歸洛、

(9)

「門葉記」門主行狀三 又號入道親王尊圓  
嘉曆元年九月二十五日、始行慈鎮和尚影供、自今以後永爲每年例事、以豪信僧都令寫小島殿御影、詔大江維衡令作讀、清書染愚筆、

(10)

「園太曆」貞和四年十一月廿七日の條。  
天晴、抑今日豪信法師來、予謁之、可寫予顔云々者、先年風雅集竟宴可被畫、似繪爲其此間於仙洞被召人々令畫也、予向里第可令書旨沙汰云々、仍著冠、直衣謁之、民部卿同令書之也、

(11)

正二位權大納言京極爲兼が政治家として波瀾萬疊の生涯を送つたことは、佐渡に流され、土佐に配流されたことから知られるが、また歌人としては玉葉和歌集を撰進した人でもあつて、「花園院宸記」にも精しく爲兼のことが記されている。この當時京極殿御影新調のことゝいえば、一應爲兼の影を考慮してもよいであらう。

(12)

法性寺關白(藤原忠通)から後圓光院關白(鷹司冬教)までの攝關三十人を描いた一巻である。いま奥書は見られないが、曼殊院藏森寬齋筆の模本には、

攝關代々影豪信法印爲信卿子

筆也不可出闕外耳

銘所染愚筆也

(花押)

(13) とある奥書が具わつていて、その書形からは、天皇影、大臣影の奥書と同筆であるらしく見える（註(1)参照）。森寛齋臨模の時には奥書が見られたのであろう。豪信の畫蹟と見るのも、もとよりこの奥書によるところが大きいのである。花山院家忠から今出川兼季に至る大臣八十人を畫いた一巻である。天皇影のそれと同筆であろう奥書には、

大臣影豪信法印筆也

銘染愚筆了不可出闕外

耳

(花押)

とある。

(14) 因みに天皇影といふ、攝關、大臣影といふ、その總てが寫實的な畫像であるのは、古い畫像にもよるところであつたらうが、その粉本も傳えられていたのであろう。卷首にもとの包紙の上書であるう部分が増えられていて、それに「兒繪光信筆 住吉繪所」と見える。光信筆とあるのは住吉繪所の極めであつて、この模本の原本となつたものであろう。「看聞御記」永享六年十二月六日の條に見える「若法師兒繪三卷」も、この一巻のような肖像畫卷であつたらう。